
「長野県労働問題審議会」の概要

1 設置根拠

長野県附属機関条例（令和2年3月19日長野県条例第3号）

2 任務

次の事項について調査審議を行います。

- ① 労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項
- ② 上記のほか、国の施策と相まって行う雇用に関する緊急かつ重要事項

3 委員**(1) 人数及び構成**

労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各5人

(2) 任期

2年

4 会長等**(1) 会長**

学識経験者である委員のうちから、委員が互選

(2) 会長代理

学識経験者である委員のうちから、あらかじめ会長が指名

5 近年の開催状況

年度	議題
平成29年度	第1回 労働情勢の現状と課題 第2回 次期総合5か年計画（案）について
平成30年度	第1回 最近の労働雇用情勢について 第2回 多様な人材の労働参加について
令和元年度	第1回 最近の経済・雇用情勢について 第2回 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の見直しについて
令和2年度 （書面開催）	最近の雇用情勢について 新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年度	経済・雇用情勢について 労働・雇用環境への影響と課題について 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の刷新について